

## 社会福祉法人錦江舎 一般事業主行動計画（次世代法）

### 1. 計画期間

2022年7月1日～2027年3月31日

### 2. 内容

#### 目標 1

出産や育児・介護などの際に利用可能な諸制度について、更なる周知を図り、利用を促進を続ける

#### 【対策】

2022年7月1日～

随時、就業規則や諸規程に定める育児・介護休業に関する制度について、従業員への周知の再徹底と利用促進の啓発を行うことを継続する。また、採用活動等を積極的に行い、育児・介護休業を取得しやすい職場環境を整える。

#### 目標 2

労働者が子どもの看護のための休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等より利用しやすい制度を導入する。

#### 【対策】

2022年7月1日～

採用活動等を行うと同時に、子の看護休暇を取得しやすい環境の確保を図る。

2023年4月1日～

子の看護休暇を時間単位で取得できるようにし、シフトの中抜けが可能な体制を整備する。